

マナーからルールへ

4月1日(水)から 屋内は原則禁煙になります

詳しくは、区ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。
QRコードからもご覧
になれます。



健康増進法の改正および東京都受動喫煙防止条例の全面施行に伴って、飲食店などの施設は原則として屋内禁煙となり、決められた場所以外では喫煙ができなくなります。

また、20歳未満の方は喫煙可能な場所への立ち入りが禁止となります。

【担当課】 健康づくり課

喫煙可能な場所

(1) 第一種施設(医療機関、大学、児童福祉施設、行政機関など)が屋外に設置した喫煙場所

※幼稚園、小・中学校、高等学校、保育所などを除く

(2) 飲食店が設置する以下の場所

- ▶ 喫煙専用室(喫煙のみ可能な部屋)
- ▶ 加熱式たばこ専用喫煙室(加熱式たばこのみ、喫煙しながら飲食などができる部屋)
- ▶ 喫煙可能室(喫煙しながら飲食などができる部屋・店)
※従業員がいない小規模店のみ設置可。

(3) 第一種施設および飲食店以外の施設(会社、事務所、娯楽施設、運動施設、ホテルなど)が設置する以下の場所

- ▶ 喫煙専用室(喫煙のみ可能な部屋)
- ▶ 加熱式たばこ専用喫煙室(加熱式たばこのみ、喫煙しながら飲食などができる部屋)

(4) 喫煙を主目的とした部屋・店(シガーバーなど)

その他

- ▶ ホテルや旅館の客室、鉄道や船舶の宿泊用の客室は、喫煙可能な客室であれば、たばこを吸うことができます。
- ▶ 住居やベランダ、入居施設の個室など、人の居住する場所は規制対象外ですが、周りの状況に配慮し、受動喫煙を生じさせないようにする義務が定められています。

施設管理者の方へ

4月1日(水)から以下について義務付けられます。違反した場合は、保健所による指導・助言を受けるなどの他、過料の対象となる場合があります。また、喫煙室の設置には定められた基準を満たすことや届け出が必要な場合があります。

詳しくは、受動喫煙対策事業相談窓口(☎5680-2100)にお問い合わせください。

▶ 喫煙器具・設備の撤去

喫煙禁止場所に、喫煙器具や設備を設置してはいけません。

▶ 喫煙者への喫煙中止などの依頼

喫煙禁止場所で喫煙している(または喫煙しようとしている)方に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努めなければなりません。

▶ 標識の掲示

施設内に喫煙可能な場所がある場合、その旨の標識(右図)を掲示しなければなりません。

飲食店の方

店頭と喫煙室の出入口に標識を掲示しなければなりません(禁煙の場合にも店頭表示が必要)。

その他施設の方

施設と喫煙室の出入口に標識を掲示しなければなりません。



(標識の見本)

受動喫煙対策事業相談窓口をご利用ください

喫煙室の設置に関する届出の受付や支援サービスの案内、標識(ステッカー)の配布などを行っています。

健康プラザかつしか(青戸4-15-14)

☎5680-2100

(月～金曜日(祝日を除く)) 午前8時30分～午後5時

4月1日(水)から

アドバイザーを派遣します

事業者からの相談に対して上記窓口で解決できない場合は、アドバイザーを派遣し、現地での相談対応や喫煙室の技術的適合性に係る測定を行うなどの支援を行います。

安全・安心なまちづくり 41

民間マンションと災害時における相互協力に関する協定を締結しました

大規模な水害が発生した際、逃げ遅れたり、避難する時間的余裕がなかったりした場合、緊急的に近隣の集合住宅に避難できるようにするなど、区と相互協力して災害対応を行うための協定です。亀有地区の自治町会である東五会の民間マンションと協定を締結しました。

【協定締結マンション】

- ▶ パルビスパーク(亀有3-44-2)
- ▶ エレガンスパーク(亀有2-33-2)
- ▶ セントポーリア・パーク(亀有3-27-19)
- ▶ ル・ファール(亀有3-27-3)

今後も、区は民間マンションとの協定締結を進めていきます。



区民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりのためのさまざまな取り組みを紹介します。

【担当課】 危機管理課 ☎5654-8572

防災行政無線の多言語放送が可能になります

防災行政無線は、大規模水害などの危険性が高まった際、区民への避難の呼び掛けなどに活用しています。

機器の入れ替えを行ったことにより、4月1日(水)から多言語(日本語・英語・中国語・韓国語)で放送できるようになる他、音質が向上します。

